

支援自治体名

■むつ市

下北地域公共交通総合連携協議会(むつ市役所)  
TEL.0175-22-1111(企画調整課)

■東通村

下北地域公共交通総合連携協議会(東通村役場)  
TEL.0175-27-2111(経営企画課)

■大間町

下北地域公共交通総合連携協議会(大間町役場)  
TEL.0175-37-2111(企画経営課)

■風間浦村

下北地域公共交通総合連携協議会(風間浦村役場)  
TEL.0175-35-2111(総務課)

■佐井村

下北地域公共交通総合連携協議会(佐井村役場)  
TEL.0175-38-2111(総合戦略課)



**5,000円を上限に  
「バス切符」または  
「定期券」の購入費用  
を助成** (1人1回に限る)

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①平成26年4月1日以降に運転免許を自主返納された方
  - ②返納後、運転経歴証明書の交付を受けた方
  - ③免許返納を行った日及び市町村への申請を行う日現在で、むつ市及び下北郡町村に住所を有する70歳以上の方
- ※①～③すべてに該当する方

対象事業者	下北交通 株式会社	JRバス東北 株式会社	有限会社 脇野沢交通
切符等販売	むつバスターミナル/大畑出張所	大湊営業所	本社事業所
電話番号	むつ:0175-22-8650 大畑:0175-34-2325	0175-24-2146	0175-44-2888



支援自治体名

青森市企業局交通部(市営バス)

■青森市 青森市企業局交通部代表電話  
TEL.017-726-5441



**青森市営バスカード  
5,000円相当分を支援**

(1人1回に限る) ※必要書類をご持参のうえ下記交付場所にお越してください

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方 ※取消通知書での申請は、他に本人確認ができるもの(健康保険証等)
- ②申請時に青森市に住所を有する方

■申請期限

運転経歴証明書等の交付日から6ヶ月以内

■交付場所

東部営業所または西部営業所



支援自治体名

七戸町役場(総務課)

連絡先

0176-68-2111



**七戸町コミュニティバス回数券5千円相当  
(100円11枚綴りを5組)交付** (1人1回に限る)

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①平成28年4月1日以降に運転免許証を『自主返納』された方
- ②自主返納を行った日現在で、七戸町に住所を有する65歳以上の方
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

■交付方法

- ①印鑑 ②本人確認書類 ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」
- ①～③を持参して、七戸町役場総務課へ(窓口は七戸町役場になります)





## 自治体・バス

支援自治体名

### 五戸町役場（総務課）

連絡先

0178-62-2111



#### 五戸町コミュニティバス専用回数券 1万円相当を1年に1回永年交付

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①五戸町に居住し住民基本台帳に登録されている方
- ②運転免許自主返納時に満70歳以上の方
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

■交付方法

- ①印鑑
- ②本人確認書類(健康保険証・年金手帳・パスポート等)
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」
- ①～③を持参して、五戸町役場総務課へ



支援自治体名

### 南部町役場（住民生活課）

連絡先

0179-34-2111



#### 1.運転経歴証明書発行手数料(1,100円)の補助 2.「多目的バス」及び「なんぶ里バス」の無料乗車 (路線バスは対象外)

■補助金交付支援対象者

- ①平成29年4月1日以降に、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付申請をする65歳以上の方(南部町に住んでいる人)
- ②5年以内に、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の申請をしていなかった方
- 支援開始時点で65歳以上の方
- 運転経歴証明書の交付申請時点で65歳以上の方

■補助金交付手続方法

- ①三戸警察署で手続きする場合は、三戸地区交通安全協会に申請書を記入してください。
- ②八戸警察署で手続きする場合は、八戸警察署で交付手数料を支払い、証明書の交付を受けた後、南部町役場(本庁舎、健康センター、南部分庁舎)において、助成を受けてください。



支援自治体名

### 田子町役場（住民課）

連絡先

0179-32-3111



#### 田子スタンプ会発行の 商品券(1万1千円相当)もしくは 田子町商工会発行の地域振 興商品券(1万円相当)を支給

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①田子町に住所があり、居住している方
- ②平成30年1月1日以降に「運転経歴証明書」の交付を受けた方
- ※申請期限は返納してから3ヶ月以内



## 自治体・バス

支援自治体名

### 十和田市（まちづくり支援課）

連絡先

0176-51-6777



#### 商品券・バス乗車券・タクシー乗車券のうちから 1万円相当のもの1種類 または5千円相当のもの2種類を交付 (1人1回に限る)

■支援対象者

次の要件をすべて満たす方

- ①平成29年4月1日以降に自主返納をした方
- ②自主返納の日において満65歳以上の方
- ③自主返納の日から支援交付の日まで十和田市民の方
- ④すべての種類の免許の取消しを受けた方

■交付方法

次の書類をまちづくり支援課に提出

- ①十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書
- ②運転免許証の取消通知書の写しまたは、運転経歴証明書の写し(いずれも公安委員会発行のもの)

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書は、まちづくり支援課で配布しているほか、十和田市のホームページ内よりダウンロードすることができます。

支援自治体名

### 階上町役場（町民生活課）

連絡先

0178-88-2119



#### 階上町コミュニティバス専用回数券 5,000円分を1年に1回交付(要更新)

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①階上町に居住し住民基本台帳に登録されている方
- ②運転免許証を自主返納された70歳以上の方
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方



支援自治体名

### 三沢市（生活安全課）

連絡先

0176-53-5111



#### 1.バス利用券・タクシー利用券のうちから1万円相当のもの 1種類、またはバス利用券・タクシー利用券・商品券のうち から5千円相当のもの2種類を交付 (1人1回に限る) 2.運転経歴証明書交付手数料の助成 3.運転経歴証明書用写真代金の助成

■支援対象者

- ①三沢市に住所を有し、現に居住されている方
- ②平成30年4月1日以降に運転免許証を「自主返納」された方(年齢制限なし)

■交付方法

「運転免許証の取消通知書」を三沢交通安全協会(市営幸町駐車場内)に持参し、申請書を記入してください